令和2年度

広聴事業 年間報告書



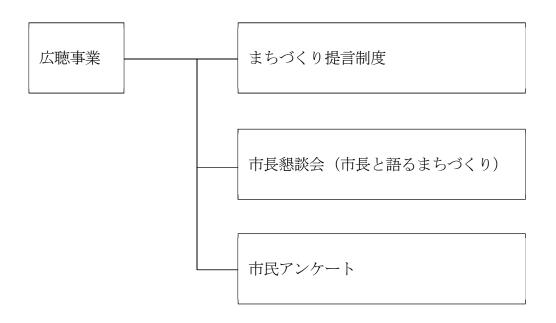
目次

1	はじ	めに		•••••		••••••				•••••	1
2	まち	づくり	提言制度	•••••							2
	(1)	意見・	提言の受付	寸の方法			•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	2
	(2)	令和2	年度の受付	寸状況	•••••		•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	3
	(3)	市政へ	の反映の	犬況 · ·			•••••	••••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	4
	(4)	意見・	提言の内容	容	•••••		•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	5
3	市長	:懇談会	(市長と語	るまち	づくり)	•••••		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		•••••	25
	(1)	令和2	年度の開作	崔状況							25
4	市民	アンケー	− ト ····	•••••		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••••			•••••	26
	(1)	令和2	年度の実施	布状況							26

1 はじめに

周南市では、市民に寄り添い、市民の声を聞き、多様化する市民の皆さまのニーズに対応 し、まち全体で市民や行政の思いや考えを共有し、市民と行政が相互に理解し合える市政の 実現を図るため、令和2年度に新たに市民の声を聞く課を創設し、広聴事業を実施しまし た。

広聴事業では、①まちづくり提言制度、②市長懇談会(市長と語るまちづくり)、③市民アンケートを実施し、市民の皆さまから、まちづくり等に対する幅広い考えや思いをお伺いしています。これらの考えや思いを参考に、庁内連携のもと市政への反映に取り組んでいます。



この報告書では、広聴事業の実施状況を報告させていただくとともに、市民の皆さまから 頂いたご意見等の一部を紹介させていただきます。

2 まちづくり提言制度

市の政策や施策、事務事業、将来展望に対するご意見等を、幅広く市民の皆さまからお伺いしました。頂いたご意見等は、市長が目を通し、市役所全体で事業の改善や市政への反映に向け取り組んでいます。

また、ご意見等のうち、将来のまちづくりに関するもので、市民の皆さまに広く知っていただきたいものは、市ホームページへの掲載やまちづくり提言箱設置箇所への備付けにより公表しています。

令和2年度は、まちづくり提言箱を4か所から36か所に増設し、市民の皆さまから、より多くのご意見等を頂くための環境を整えました。

(1) 意見・提言の受付の方法

ご意見等は様々な方法により受付を行っています。

- ア まちづくり提言箱
- イ 市ホームページのまちづくり提言入力フォーム
- ウ その他(郵送、窓口等への持参や面談、電話、メール等)





○ まちづくり提言箱の設置箇所(36 か所)

本庁					
総合支所	新南陽、鹿野、熊毛				
支所					
市民センター	桜木、周陽、秋月、遠石、岐山、中央地区、今宿、粭島、 四熊、小畑、大向、高水、勝間、大河内、三丘				
その他	新南陽ふれあいセンター、学び・交流プラザ				

※まちづくり提言用紙は、提言箱に備え付けてあります。市ホームページでもダウンロードできます。

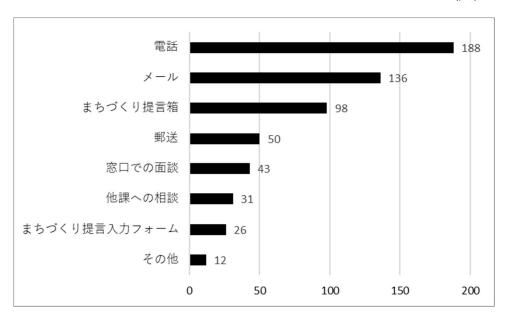
○ まちづくり提言入力フォームのホームページアドレス https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/100/3906.html

(2) 令和2年度の受付状況

令和2年度は、延べ584人の皆さまから、689件のご意見等を頂きました。 ア 受付方法別の状況

電話での受付が約3割を占めました。

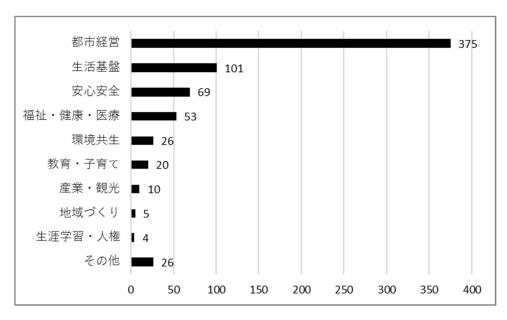
(人)



イ 分野別受付の状況

都市経営や生活基盤に関するご意見等が多数ありました。

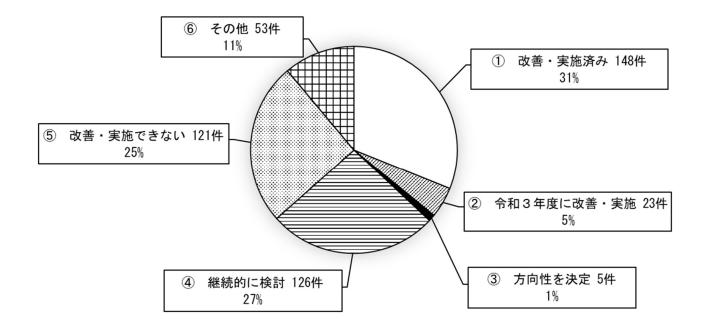
(件)



※提言や意見をまちづくり総合計画(後期基本計画)の分野に準じて分類しています。

(3) 市政への反映の状況

令和2年度に頂いたご意見等がどの程度市政に反映されたかの状況です。制度や手続等に関する質問等を除いた、476 件のご意見等を集計しています。ご意見等のうち3分の1以上が、改善・実施されました(令和3年度の実施予定を含む。)。



●各項目の説明

- ① 改善・実施済み 要望に応えたり、意見を市政に取り入れたもの ※意見等の一部に対応したものも含む
- ② 令和3年度に改善・実施 令和3年度に要望に応えることになったり、意見を市政に取り入れることになったもの ※意見等の一部に対応するものも含む
- ③ 方向性を決定 意見等を参考にして、事業等の方向性を決定したもの
- ④ 継続的に検討 今後、改善や実施を継続して検討していくもの
- ⑤ 改善・実施できない 公益性が低い、実現が困難であるなどの理由により改善・実施できないもの
- ⑥ その他 市政に直接関係がないもの(国や県が所管する事業など)

(4) 意見・提言の内容

令和2年度に頂いたご意見等とそれに対する回答や取組の一部を紹介します。将来のまちづくりに関するもので、市民の皆さまに広く知っていただきたいものを選んでいます。内容は、趣旨が変わらない範囲で、要約や修正をしています。なお、回答や取組は令和3年4月1日時点のものです。

≪子育て・教育≫

県内でもたくさんの市町村が所得制限なしで子どもの医療費の助成を行っています。周南市でも所得制限を撤廃してほしいです。医療費が無料になることで安心して 生活できると思います。また、所得制限を設けることで不公平感も感じています。

子育て世代が安心して子育てができる環境を整えるため、子どもに係る医療費を公費助成することは、子どもの健康と子育て世帯の負担軽減を社会全体で支援できるものとして、市の重要な事業の一つとして位置付けています。

本市におきましては、平成26年8月に就学前児童の医療費の完全無料化を実施しました。その後、平成28年4月から小学校6年生まで、令和元年10月からは、さらに中学校3年生まで、いずれも所得制限を設けるかたちで無料化の対象を広げました。令和3年10月からは、小学生の医療費について所得制限を撤廃し、無料化して、子育て環境をさらに整えてまいります。

小、中学校の補助員の数が少なく、教員の負担が大きいと思います。教員のOBなどにお願いして増員してほしいです。

学校生活上、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の補助を行う生活指導員や介助員、授業を支援する学力等向上支援員、その他、学校図書館司書、学校図書館指導員、学校業務支援員については、各校の状況や実情に応じて、配置しております。また、令和3年度においては、増員を図りました。今後も学校と協議をしながら配置を行ってまいります。

挨拶ができない人が多いと感じています。まず、町内から実行するよう、子供の教育や学校教育、社会教育として、市広報で取り上げてほしいと思います。

本市には、学校やPTA、子ども会など市内約200の団体等が連携し、市全域で青 少年の健全育成活動に取り組んでいる「周南市青少年育成市民会議」があります。

「地域で子どもを育てよう!」をテーマに掲げて、各学校や地域での「あいさつ運動」や登下校時の見守り活動に積極的に取り組んでおられます。

また、学校ではコミュニティ・スクールを核とした「地域とともにある学校づくり」をめざして、学校、家庭、地域と連携し、「あいさつの大切さ」を子どもたちに呼びかけ、生徒会や委員会など子どもたちが主体となった活動を進めております。

本市といたしましても、子どもたちだけでなく大人も含めた地域の皆さまにご参加いただき、「あいさつ運動」の推進に取り組んでまいります。引き続き「あいさつの大切さ」を子どもたちに呼びかけ、「周南市青少年育成市民会議」や学校と連携しながら「あいさつ運動」の推進に取り組んでまいります。

周南市内に暮らす子供の母親です。夫と別居をしています。養育費について、兵庫 県明石市で行われている施策は、確定調書をもつ親には、まず市からお金を払い、相 手への取立ては市が行ってくれるという画期的なものです。

女性がいきいきと働きながら、将来担う子供たちを安心して育てられる環境を実現 していただきたいと思います。

ひとり親家庭に対する支援策については、各自治体において検討のうえ、様々な取り組みを行っています。こうした中、令和2年4月からは、養育費の取り決めを公正証書で交わし、相手が強制執行を承諾している場合は、裁判所に財産開示の申立を行うことができ、相手が出頭しなかったり、虚偽の陳述をした場合は、刑事罰による制裁を科せられるなど、養育費の支払いの確保が、より容易になる、改正民事執行法が施行されました。

本市では、令和2年度にひとり親家庭等へのアンケートを実施し、離婚や養育費の 現状について調査しました。令和3年度は、養育費や面会交流など、子どもがいる夫 婦の離婚に関することを相談できる場として、弁護士等による専門相談を実施しま す。今後も引続き有効な支援策を検討してまいります。

≪生涯学習・人権≫

キリンビバレッジ周南総合スポーツセンターの健康ルームの料金について、他市の施設のように、65歳以上は割引制度を導入してはどうでしょうか。昼間の利用率が上がると思います。

現在、キリンビバレッジ周南総合スポーツセンターの健康ルームでは、年齢等による利用制限なく、誰もがすべての機器をご利用いただけるシステムとしていますことから、割引制度は設定しておりません。

今回のお問合せに際しまして、近隣の同様の機能を有する公共施設を調べたところ、ほとんどの施設において割引制度を設けていない状況でございますが、本市におきましては、今後、使用料の見直しの際に、割引制度を導入することによる利用者へのメリット、デメリットを踏まえ、総合的に検討してまいりたいと思います。

≪地域づくり≫

地域の自治会館は和室の建物です。椅子がありません。折畳の椅子はたおれる可能性があるので、しっかりした作りのものが欲しいです。施設の統廃合がある中、譲ってくださればと思っています。

施設の統廃合等に伴い当該施設で使用しなくなる椅子等の物品は、市の他の施設で使用するなど有効活用を図っています。庁舎の移転等により使用しない物品が大量に出た折には、地域のコミュニティに譲渡した事例などはございますが、現在はそのような状況にはありません。

なお、周南市では自治会集会所で使用される椅子などの備品については、経費の一部を補助しております。よろしければご活用ください。

自治会集会所等建設事業費補助金についてのお問合せ先 地域づくり推進課(電話 0834-22-8412)

≪安心・安全≫

緑地公園の野犬が減りません。今後とも野犬の対策を行ってほしいです。

緑地公園内の野犬対策につきましては、「周南地域の野犬問題に関する連絡協議会」を軸に、関係機関との連携や市民の皆さまのご協力を得ながら、捕獲檻の設置、現地調査、パトロール等により、野犬を減らす取組を進めています。

令和3年度は、大型捕獲艦の増台やパトロールの効果的な実施の他、通報アプリの情報の分析と活用にも取り組み、野犬被害ゼロの実現を目指してまいります。

災害時、ペットを連れて避難する場合、対応可能な避難所はありますか。避難所一 覧表に掲載していただきたいです。

避難所は、限られた施設・部屋を活用し、不特定多数の方が避難される場所になります。こうしたことから、ペットを室内に同伴して避難することは難しいため、あらかじめケージ等をご用意いただき、避難所施設の屋外で屋根のある雨の当たらない場所等にペットを避難していただくようお願いしております。

施設によって環境が異なるため、ペット同伴での避難を検討される場合は事前に防 災危機管理課までご相談ください。

これまでの例として、コロナ感染症対策などの観点から、車中泊を希望される場合は、避難所の駐車場での避難の受入れが可能で、トイレ等の施設もご利用いただけます。

その他、安全な場所にあるペットホテル等民間のペット預かり施設をご利用いただくことも避難の方法の一つとしてご案内しています。

小学校の体育館に避難してきた人がいました。市民センターで、既に避難所を開設 していましたが、避難所がどこか、ご存じありませんでした。

災害時は、どこが避難所なのか周知されていますか。災害時に、タクシーで移動する人も少なくないので、タクシー会社等へも避難所の周知が必要だと思います。

市の指定避難所については、市ホームページや市広報、ハザードマップなどに掲載し、市民の方へ周知を図っています。台風による自主避難者が想定される場合は、事前に市民センターなどに避難所を開設し、開設する場所については市ホームページやしゅうなんメールを通じて市民の方へ伝達しています。

広く、周知を図るため、今後はタクシー事業者等に対しても、しゅうなんメールへの登録を呼びかけ、多くの方々へ周知できるよう努めてまいります。

国が災害対策基本法で義務付けている要支援者名簿について、災害はいつどこで起こってもいいように対応が必要と考えています。

また、情報の更新や共有も必要と思います。周南市は、主管する部門はどこですか。関連する部門との運用はどのようにしていますか。

この件について、市広報等で市民に情報を流していますか。他市のように、要支援 者名簿に同意しない人の情報を除き情報提供する方式の方が、名簿掲載率がアップし 全員名簿に近いのではないでしょうか。

災害対策基本法により、市町村長は、災害発生時の避難において特に支援が必要な 方の名簿を作成することが定められており、本市においても、一定の要件にあてはま る方の情報を記載した「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

要介護度や障害等級などが一定の基準に該当し、かつ避難支援ができる同居家族のいない方を「避難行動要支援者名簿」に掲載しています。福祉担当課(地域福祉課、高齢者支援課、障害者支援課)が要支援者名簿を作成し、福祉担当課と防災危機管理課が管理しています。

関連部門との運用については、避難行動要支援者への避難支援体制が整った自主防 災組織等に対して、避難行動要支援者名簿を提供しています。

名簿を受けた自主防災組織等は、要支援者に対する支援者や避難方法等を記載した「避難行動要支援者個別計画票」の作成などに取り組まれ、実効性のあるものとしています。この個別計画票を作成する取組(避難行動支援事業)については、防災危機管理課が担当しています。

避難行動支援事業につきましては、防災ハンドブック「しゅうなん防災」に事業の概要を掲載し、市内全戸に配布するとともに、周南市自治会ハンドブックにも掲載し、毎年市広報でも周知しています。

さらに、各自主防災組織に対しては、自主防災組織ネットワーク会議(35 地区の自主防災組織の代表者で組織)を通じて事業の周知と取組の促進を図っており、現在、避難支援体制が整っている10地区の自主防災組織等に避難行動要支援者名簿を提供しています。

市内にあるアナログ防災無線を撤去した後に、代替施設を建設するのか担当課に問い合わせたところ、代替施設の建設予定はないとの返答でした。代替施設を建設しないのであれば、どのように情報を得ればよいか聞いたところ、防災ラジオやしゅうなんメールを利用してほしいとのことでした。しかし、自分が住んでいるところでは、防災ラジオは入りません。自分のような場所もあると思います。

防災収集伝達システムを既に、整備しておりますので、新たな防災無線の子局の整備は行えない状況です。防災ラジオについては電波の入りにくい場所についてはフィードアンテナやテレビのアンテナ(CCS受信可能な場合)を接続することで対応は可能です。

屋外の防災行政無線だけですべての市民の方に情報を伝達することは難しいため、 しゅうなんメール、市ホームページなどの情報伝達手段の活用もご検討いただきます ようご協力のほどよろしくお願いいたします。 先日、株式会社トクヤマと災害時に緊急避難所として施設を利用する協定を締結されたが、普段行かない場所は緊急避難所としても、市民は分かりにくいので、企業と協議し、看板などを設置するなど検討してほしいです。

株式会社トクヤマ様と協議をし、避難所の看板を設置させていただきました。

先日、子育て支援センターを利用中に、施設に FAX で不審者情報が届き、職員さんから気を付けるように言われました。その情報を周南市のお知らせメールで送ることはできないでしょうか。クマの情報も大切ですが、不審者情報をみんなで共有することで、人の目による防犯にもなると思います。

これまで、不審者の情報について学校等で共有していましたが、市民に対して広く 注意喚起を行う必要があると判断したため、「しゅうなんメール」によりお知らせす るよう改善しました。

≪福祉・健康・医療≫

ひきこもりや発達障害に対しての政策を積極的に推進してほしいです。現状は、相談しても具体的な支援をしてもらえていないと感じます。また、障害者手帳や自立支援がないと支援を受けられない現状です。

他市では、国からの補助を活用しながら積極的に対応しているので、周南市でも同じように積極的に対応してほしいです。例えば、コミュニケーションを取れる場を設けるなどの支援を考えてほしいです。引きこもりや発達障害の政策を推進することで自立する人が増え周南市にとっても良いことだと思います。

ひきこもり状態や発達障害など、福祉制度の狭間にある方々への支援の必要性を認 識しています。

市として、具体的な支援方法や効果について、今後も検討してまいります。

市のフレイル対策が、あまり聞こえてきません。市広報でアピールしてほしいです。

住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、フレイル(要介護状態に至る 前段階)の予防は、大変重要な課題と認識しております。

本市においては、「出前トーク」や「通いの場(週1回いきいき百歳体操を実施)」 等に保健師が出向き、これまでもフレイル予防の啓発を進めてまいりました。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地域での集いや活動の機会が減少すると、特に高齢の方は、フレイル状態に至ることが懸念されます。

こうしたことから、フレイル予防の啓発や活動量維持のための取組として、本市のオリジナル番組「家でも動こう!やまぐち元気アップ体操」を制作し、ケーブルテレビや市ホームページ、YouTube においても番組を視聴可能とさせていただいているところです。また、「出前トーク」や「通いの場」の参加者、市広報等様々な機会を通じて、引き続き、周知啓発を図ってまいります。

オンライン診療について、さらなる告知と普及をしてほしいです。

オンライン診療については、令和2年度において試行的に6件の診療を鹿野診療所にて実施しました。令和3年度以降についても継続し、試行を行い、方策について検討してまいります。

政府配付マスクは大人が使うと小さく、鼻か顎が出るようです。しかし、子供は使えると思います。政府配布マスクが不要な方は新品のまま市に寄贈してくださいとメッセージを出し、市役所及び支所に回収箱を設置し、必要としているところに配布してはどうでしょうか。

不要な未使用マスクについては、本庁1階、各総合支所、各支所、徳山保健センター等に寄附ボックスを8月末まで設置しました。多くの皆さまからの御厚意により、約1,000枚の寄附を頂き、小中学校で活用させていただきました。

市民後見人とは、家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことです。

およそ 20 年前、介護保険法の制定と共に、精神上の障害により判断能力が不十分 な者の権利や利益を擁護する制度である法定後見制度が改正されました。その際、法 定後見人として、弁護士、司法書士、社会福祉士など専門職の方々とは別に、身近な 市民の立場で行う後見人活動として市民後見人の必要性が言われておりました。

昨今、超高齢化社会の中、後見人を必要とする高齢者数に対し、専門職の後見人の存在は、十分と言えるのでしょうか。ましてや、核家族化の中で、身近に身寄りがなく、後見人等になり得る候補者がおらず、低所得のため後見報酬を支払う資力がない方々が増えているのも事実だと思います。判断能力が不十分な障がいをお持ちの方や高齢の方が、地域の中で孤立し、誰にも相談できず、発見が遅れての消費者トラブルの例も多々あるのではないかと懸念しております。

地域での見守り役として、民生委員や福祉員の皆さまがご苦労なさっていることを お聞きしていますが、ご自身もご高齢であったり、若い方なら就労しながら見守り活 動への負担は、想像するに余りあります。特に、消費者トラブルの対応においては、 早期発見と公的相談機関へ早くにつなぐことの必要性、重要性を感じる一人です。

単なる「見守り」ではなく、成年後見制度に関する一定の知識や暮らし全般の若干の法令等の知識を持つ方による、一歩踏み込んだ「見守り」が必要とされているのではないでしょうか。全国では、早くから「市民後見人養成事業」に取り組み、地域共生社会の実現をめざしておられる地方自治体もおありだと聞いています。周南市として、「市民後見人養成事業」を一日も早く開始し、推進していただきますよう提言するものです。

本市では、家族など信頼できる人の協力が得られない、認知症、知的障害やその他の精神上の障害等があり、自分ひとりで適切な判断をすることが難しい人の権利を擁護するために、市長申し立てによる成年後見制度の利用支援や、後見人への報酬支払

いが難しい人には後見人に対する報酬助成等に取り組んでおります。また、支援を必要とする人に制度を周知し利用を促進するため、情報発信に努めているところです。

国は、成年後見制度がこれらの人たちを支える重要な手段であるにも関わらず十分に利用されていないことから、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を制定、平成29年には「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、地域における成年後見制度の利用促進に必要な取組を示しています。

本市では、こうしたことを踏まえ、成年後見制度のさらなる利用促進のため、令和2年度末に「周南市成年後見制度利用促進計画」を「周南市地域福祉計画」と一体として策定し、成年後見制度利用促進体制の整備に取り組んでまいりたいと考えています。現時点では、成年後見人の成り手不足は生じていないようですが、人口減少や2025年問題など、社会構造の変化を想定した場合には、市民後見人の養成は重要な課題であると認識しています。

こうしたことから、令和3年度は、まず、新たに相談窓口を整備し、関係団体と連携して権利擁護支援の必要な人が、適切に必要な支援につながる仕組みづくりに取り組み、成年後見制度の更なる充実を図ります。

今後も、全ての人に、住み慣れた地域で安心して暮らしていただくために、着実に 成年後見制度の利用促進に取り組んでまいります。

≪産業・観光≫

動物園のリニューアル工事の工期について、いつまでかかるのですか。

令和2年度の動物園リニューアル基本計画の変更において、パブリック・コメントを行い、市民の皆さまから多くのご意見を頂いています。これらのご意見を参考に、動物の負担軽減を考慮した動物移動や、必要最小限の仮設施設計画によるコストの最小化などを図りながら、整備スケジュール等の見直しを行いました。

動物園のリニューアル工事は、令和14年度の完成を目指しています。

JR徳山駅みなと口2階エントラスの窓から、瀬戸内海が望めます。そこで、提案ですが、その窓から見える島の案内板などを設置してみてはどうでしょうか。これも、一種の観光案内ではないでしょうか。

JR徳山駅みなと口2階からの風景は、昼間には瀬戸内海国立公園にも指定されている多島美が望め、夕暮れから夜間には工場夜景を観賞できる眺望となっており、多くの利用者の皆さまに親しまれています。

ご提案の件につきましては、本市の観光素材のひとつとして活用するために、令和 2年3月に島々の名称等を紹介した案内図を、窓ガラスに直接貼って対応しております。ご提案時期を考慮すると、分かりにくいとのご指摘も含まれるものと推察しますが、引き続き快適な空間を保つため、施設管理者との協議・調整も含め研究してまいりたいと思います。

最近、稲が枯れはてているのをご存じでしょうか。実りの秋のはずが、枯れはてて ベージュ色の田になっています。何か市で支援策はないでしょうか。

令和2年度、ウンカ等の予防については、市ホームページでも情報提供いたしましたが、残念ながらトビイロウンカによる稲が枯れる被害が相次いで発生いたしました。

こうしたことから、令和3年度に、農業者が継続して水稲作付をしていただけるよう、種籾代・苗代を支援する制度を新設しました。

≪生活基盤≫

徳山駅に隣接する形でのショッピングモールかアミューズメント施設があればいい と思います。残念なことに周南は若い世代が楽しめる場所が少ないと思います。建物 の外観も観光名所になるようなデザインにすればいいと思います。

現在徳山駅前地区市街地再開発組合が主体となり、徳山駅近隣(銀座一丁目あたり)の再開発事業が進捗しています。「駅前に住んで、泊まって、くらしが美味しい」をテーマに、商業施設・ホテル・マンション等の複合施設の建設が予定されており、令和5年秋以降の開業予定です。

ご意見の内容に添うものかは分かりませんが、再開発組合からは徳山駅前賑わい交流施設、駅前広場整備により、取り戻しつつある賑わいをより一層広げていくために、まちづくりを進めていかれると伺っております。市といたしましても、中心市街地の活性化につながるよう、引き続き再開発の支援に取り組んでまいります。

福川駅北側より産業道路に抜ける跨線橋には階段と跨線橋とに隙間がある場所があり、高齢者には登り下りができず困っています。特に、台風、大雨等には住宅街が多い北側から新南陽ふれあいセンターに避難する高齢者が多く、たびたび渋滞が発生します。スムーズに移動できるようよう手すりの設置をお願いします。

手すりの設置については、市民の安心安全のためこれまでJRとの調整を重ねてまいりました。令和3年1月に、手すりを設置する改修工事が完了いたしました。

若草町に新しい市道が開通した影響で、利用する車が多く、しかも多くの車が速度制限や一時停止を守らず、大変危険です。子供達の通学路にもなっているため、ゾーン30の表示やマウント等を設置してほしいです。

当該路線(市道若草町1号線)要望区間については、ゾーン30のエリア外になりますが、時速30kmの速度規制が設けられています。交通規制は警察が所管しています。

現地を確認したところ、要望区間に速度規制の標示が無く、また、停止線も消えかけている状態であったため、所轄警察署に相談いたしました。その結果、警察の方で、速度規制標識の設置及び停止線の引き直しが行われました。

御幸通り岐山通りでの景観重要樹木の指定を行って、街路樹の維持管理をし、その 場所を守り育てる行動をしてください。維持管理も予算化していかなくては現状維持 もできないと思っています。

御幸通り岐山通りの街路樹については、戦災復興時に植樹されたイチョウやスギに加え、本市の木であるクスノキが大きく成長し、都市の骨格を形成するシンボルロードに緑豊かな空間を形成する重要な役割を担っています。今後も市の財産である既存樹木を守るため、剪定や落ち葉清掃を適時実施し、通行の安全確保や景観の保全を行っていきたいと考えています。

また、現在、当該路線を景観法に基づく景観重要公共施設に位置づける予定としており、景観重要公共施設を形成する街路樹として景観の保全を図っていきたいと考えております。

徳山駅北口の送迎用スペースに駐車して運転席を離れている人が多く、本来の目的である送迎に使えず非常に困っています。警備員を配置するか、何かしらの対策をお願いしたいです。

徳山駅北口の送迎用スペースに、乗降専用スペースであることを明記した看板を設置したり、ワイパーに駐車禁止の告知紙を挟むなどの対策は講じていますが、マナー違反者は後を絶たない状況です。今後は、駅前広場の利用に関してルール化を検討してまいります。

周南市出身で現在は東京都在住ですが、最近義母の介護のため、たびたび周南市へ帰省しています。某番組を良く観てますが、一般市民が自由に音楽が楽しめる素晴らしさを感じています。提案ですが、駅ビル2階の図書館入口のスペースにピアノを設置してみてはいかがでしょうか。

駅のピアノにつきましては、思いを同じくされる方がありまして、令和元年の11月に市へ寄贈があり、徳山駅新幹線改札口付近に設置したところです。ご提案いただいた駅ビル(徳山駅前図書館)2階の入口は、まちのにぎわい創出のためイベントで使用する機会が多く、ピアノを固定して設置することは困難ですが、ピアノをその場所まで移動して音楽イベントなどを行うことは可能です。なお、ピアノを移動することで発生する調律費や移設費等はイベント主催者にご負担いただくことになります。

高齢化が進み80歳前後の方が車を手放せずにいます。他所ではタクシー割引とかあるのに周南市だけは何もしてくれないとの意見をたくさん聞いております。

タクシーでしか買い物手段のない方に、申請したら割引券等を発行できるという方 法を考えていただけないでしょうか。

令和2年度、高齢者の移動を支援する制度を検討するため「バス・タクシーの運賃助成」を地域を限定し実証実験を行いました。その利用状況等を分析し、新たな高齢者の移動の支援策として、令和3年10月から、市内全域を対象とした、高齢者バス・タクシー運賃助成事業を開始します。

空き家を解体したので課税課へ連絡したところ、土地の固定資産税が6倍になるとの説明を受けました。該当する土地は、幅員1mの道にしか接しておらず買い手がつかない状況です。

国や市は、空き家対策として、解体を推進しているのに、高い費用で解体し、税金が高くなるのは納得がいきません。空き家対策を推進するのであれば、解体を支援するなどの施策を考えないといけないと思います。今のままでは、空き家は減らないと思います。

固定資産税が上がることについてですが、家を解体したことによって住宅用地の特例がなくなることは法律で定められており、それに基づき課税しているものです。

現在、空き家対策について、平成30年度から令和2年度に行った空き家の実態調査をもとに意向調査を行い、所有者から得たニーズを整理・分析したうえで、危険な空き家への対応はもちろん、利活用や解体の支援を含めた補助制度や支援施策を検討しているところです。

「みなみ銀座」に月1回でいいので、軽トラを乗り入れたマルシェを定期的にされてはどうでしょうか。野菜や手作り品や不用品を見て歩くのは楽しいです。周南市は休みの日に楽しめる場所が少なく、ついつい近隣の市や県に行きます。

徳山駅周辺では、先日開催された「しゅうなん地域マーケット」のように、ご提案のようなマルシェイベントが定期的に開催される計画があります。また、現在徳山駅前地区再開発組合が主体となり、商業施設・ホテル・マンション等の複合施設の建設が予定されており、令和5年秋以降の開業予定です。

市としては、市民団体等の活動や再開発事業を支援しながら、中心市街地の魅力を高めてまいりたいと考えています。

旧徳山は、戦災後の都市計画で公園が多い町に改善されました。そして街路樹が植えられ公園には樹木が多く緑の多い町になってきました。他の土地から来た人は感心します。この特徴を活かしてまちづくりを提案します。

街路樹も公園も計画して作ったと思われますが、全体的には一貫性が無く、町としての魅力がありません。そこで提案ですが、公園はそれぞれ何を主体にするか整理し特徴を出すべきと思います。見せる公園、見られる公園にして、例えば花木なら季節に合わせて楽しめるように、梅、蝋梅(ろうばい)、桜、牡丹、エリカ、藤、沙羅(しゃら)、芙蓉、槿(むくげ)、木蓮など公園ごとに分けて統一して植え、今月はどこの公園に行こうかと楽しみになると思います。また、街路樹も同じで御幸通りは銀杏、岐山通りは楠、二番町は花水木、桜馬場と毛利町は桜、とかある程度できていると思います。しかし枯れた木や、イチョウなどは銀杏の実が落ちて臭いので実の生らない雄の木に植え替えるなど、その地区に住んでいる住民の声を聞いて清掃、手入れなどをボランティアで助けてもらえるように、木の種類の見直しも必要でしょう。そうすれば、季節ごとにお祭り的な催しもでき、近くにお洒落なレストランカフェがあれば休憩を兼ねてお店の援助にもなるでしょう。公園を見直し、街路樹の下を散歩し、新

しいプロムナードのできる散歩道(例えば駅から晴海公園)を計画すれば素敵な町にできるのではないでしょうか。運動公園にも散歩やジョギングの専用コースもほしいです。更に発展させれば、永源山公園のようにツツジを重点にしたような、観光目当ての場所を作りたいですね。金剛山を山桜、栄谷をもみじの谷、運動公園を桜、緑地公園をメタセコイアの並木、など長期的な計画も必要でしょう。点から線へ、更に面へと選択と集中で効果のある町づくりがしたいですね。他地域も含めて、川や山や海に特徴のある観光的な公園の場所を計画すべきと考えます。鹿野のせせらぎの散歩道などは立派なものと思います。

お金を掛けない工夫も必要と思います。各企業にも自分の公園を計画してもらい、 一般市民に開放してもらうなどできるのではないでしょうか。

また手入れが少なくて済む成長の遅い花木を街路樹などに選択すべきでしょう。その樹木の苗木も他市の様に結婚や退職などの記念樹として市民に購入してもらい、表示のプレートを付ければよいと思います。また苗木も市が主体になり休耕田畑を使用して、小さい苗を購入して地域の人に大きく育ててもらうなど工夫も必要でしょう。

大切なのは、人にやさしい福祉の町、心の健康と身体の健康造りに役立つ緑の町、 企業と一体になった工業都市、他人の役に立つ喜びを感じる市民意識の醸成ではない でしょうか。

現在、周南市には目的や機能に応じた多くの種別の公園が配置されています。これらの公園では、日除けとなる木陰の確保や花・葉による四季の移り変わりを楽しむことができるように、広葉樹や針葉樹、落葉樹や常緑樹、高木や低木など、様々な種類の樹木を植栽しております。

また、公園の樹木は大部分が開設当時から植栽されているもので、公園愛護会など と連携し、市と市民が協力しながら生育させたものです。これらの樹木は今後も市民 との協働により、大切に守っていきたい市の財産と考えています。

街路樹についても、路線ごとにサクラやイチョウ、クスノキなど様々な樹木を植栽 し、どれも長い年月をかけてご存知のような並木道となり、市街地の良好な景観形成 の役割を担っています。

今後もこれら既存樹木の適切なメンテナンスを実施することで、緑が創出するうるおいのある景観を守っていきたいと考えています。しかしながら、一部のサクラ(ソメイヨシノ)については、老木化が進行し衰弱しているものもあることから、少しずつ病気に強い樹種(ジンダイアケボノ)への植え替えを実施しています。

周南市ではこれからも公園及び街路樹を市民共有の大切な財産として守っていく方針ですが、現在、市が管理する都市公園の6割以上は開設から30年以上が経過しており、公園施設の老朽化が進行しています。さらに、近年では大木かつ老木となった街路樹に起因する事故も発生していることから、「公園の安全・安心な利用」「街路樹を原因とする事故の防止」を最優先課題としています。

この喫緊の課題への対応といたしまして、施設の維持補修や更新、計画的な街路樹の剪定などを優先的に実施しています。

今回ご提案いただきました「見せる・見られる公園」や「新しいプロムナード」など、緑に関する周南市のまちづくりに対する貴重なご意見は、「公園のリニューア

ル」や「街路樹のリフレッシュ」などを検討する際の参考とさせていただきます。今後も、公園及び街路樹につきまして、安全・安心を第一に、将来にわたって「緑」が 市の大切な財産となるよう、市民の皆さまと協力しながら「緑」を守ってまいりたい と考えます。

≪環境共生≫

駅前図書館が開設され駅周辺の賑わいが少し戻り、駅前地区を含む市街地活性化の 再開発計画も進展しています。駅前から商店街へアメーバーのように賑わいが広がる ことを大いに期待します。

しかしながら、駅周辺、市街地の街路は背丈の伸びた雑草、街路樹の側枝、下枝が 蔓延し、「綺麗な街並み、人々が住みたくなる街」には程遠い状態です。これで若い 母子、老人が行きたくなる安心安全な街といえるでしょうか。

ここで提案します。市役所、会議所、自治会が三位一体で誰もが住みたくなる街に する施策です。自助、共助、公助の分担で各人が、ごみ、雑草のない美しい綺麗な街 並みを目指し行動すれば、市内外より人々が集まり散策したくなる街並みになると信 じています。

自分達の街、地区は自分達で綺麗にするという認識を高め遂行すれば、必ずや住み たくなる街になり、活況した街になると思います。

本市では、道路などの公共施設を自主的に清掃していただく「環境清掃里親制度」を設け、市民の皆さまのご協力を頂きながら地域の環境美化を推進し、自治会や団体等が実施する清掃活動に対し、ごみ袋の交付や清掃ごみの回収、清掃活動中のケガなどに適用される保険の手続などの支援を行っています。

また、街中清掃イベントとして、周南市中心市街地活性化協議会の主催により、商店街や地元企業等に声掛けをし、「徳山あちこちクリーンプロジェクト」が月1回開催されており、市職員も参加して、ごみ拾いや街路植樹桝の雑草除去などを行っています。

今現在、この活動範囲は、中心市街地内でのみ行われておりますが、こういった活動が周辺地域の自治会にも広まり、まち全体に「自分たちの住む街を自分たちできれいにしよう」という意識が高まるよう、市広報紙や市ホームページ等で環境美化意識の醸成も図りながら、市民と市が一体となって環境美化の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

我が家は雑誌や本が少なく、小さな紙は紐でくくるのが難しいので、毎回紙袋にまとめて資源を出していましたが、紙袋がなくなり、出し方に困っています。そこで、市の指定袋の一つを紙・資源用にも使えるようにすることは無理でしょうか。袋が指定されれば、紙・資源回収について市民も今以上に積極的に協力するのではないでしょうか。

小さな紙などの雑がみは、雑誌などに挟んでひもで縛って、古紙・衣類の日や資源 回収で出していただきますよう令和2年9月15日市広報にも記事を掲載いたしまし た。 また、紙袋が自宅にない場合には新聞紙などで袋を作っていただき、雑紙が散乱しないよう工夫いただければと思います。ご提案いただいた他の指定袋の利用については市民や収集業者の誤解や混乱を招く恐れがあることから検討はいたしかねます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

収集日に関係の無いごみが出されたり、指定の袋すら使わずバラバラに入ったごみが出されるなど、地域で問題になっています。ごみ収集ボックスに看板を貼って対策もしましたが何も変わりません。班の人が交代で掃除しています。本当に迷惑しています。防犯カメラやセンサーライトを設置してほしいです。

3週間経っても違反ごみが残っている等の場合は、収集担当に連絡いただければ、 定期収集とは別便で違反ごみを回収しています。

周南市快適環境づくり推進協議会(事務局:リサイクル推進課)ではマナー違反の ごみ出しを抑止するため防犯カメラの貸し出しを自治会等の団体を対象に行っていま す。必要な場合はご相談ください。

テレビでは、不織布は布ではないので地域の方法に従って処分してくださいと言っていました。使い捨てマスクは皆さまどうしているんでしょうか。周南市は取り決め しているんでしょうか。次の市広報にでもお知らせしたらどうでしょうか。

使い捨てマスクの捨て方については、市広報・市ホームページにて周知させていただいておりましたが、改めて新着情報として市ホームページに再掲し、紙製・布製・不織布製を問わず、「燃やせるごみ」としてご案内していること、及びコロナ禍における使い捨てマスクの捨て方について、注意喚起を行いました。

また、令和3年度の年度のごみカレンダー配布の際に、チラシにも捨て方を掲載して啓発を図りました。

≪都市経営≫

市役所に行かないで手続できるように、各種申請書類の様式を市ホームページに掲載してください。またはマイナポータルで手続できるようにしてください。

「ぴったりサービス」という国の電子申請システムを活用して、現在17件の手続を 取り扱っています。令和2年度に策定したスマートティ構想においてオンライン申請 に取り組むこととしており、今後も庁内連携しながらオンライン手続を拡充してまい ります。

自治会長をしています。自治会から補助金を申請する際に、行政の予算を取るため に2者の見積書を提出し、翌年に実際に申請する際にも再度2者の見積書提出の事務 手続が必要です。

1者は契約することができないのに、何度も見積もりを業者にお願いすることは心苦しいです。特に、自治会倉庫の見積りなど物品でカタログ等で金額が確認できるものは、見積書の提出は1回の事務手続で済むようにしてほしいです。

本補助金は自治会集会所の建設・修繕・備品の購入など様々な用途に利用されており、自治会からの要望にお応えできるように、過不足なく予算を確保するため、事業 実施の前年度に2者からの見積書を提出していただいております。

また、実際に補助金の交付を申請していただく際にも、補助金の適正な支出を図る 観点から、より低い金額となるように2者からの見積書を提出していただいておりま す。

今後も、補助金の交付の申請にあたりましては、2者の見積書の提出をお願いしますが、この度頂いたご意見を踏まえ、予算確保のために、事業実施の前年度に提出していただく見積書については、補助事業の内容によって1者で対応できるよう変更しました。

市のホームページのまちづくり提言の入力フォームが分かりづらいです。トップページの分かりやすいところに配置するなど、工夫すべきです。

まちづくり提言については、市ホームページのトップページから、入力フォームに 行きやすいよう、リンク先の表示位置を修正しました。

また市長の部屋からも、直接入力フォームのページに行けるよう変更いたしました。市政に関するご提言等、よろしくお願いします。

ごみの分別のルールが細かすぎると感じています。外国人にも、分かりにくいと思います。

ごみの分別には、受入施設側の事情もあり、市民の皆さまには、現在の分別ルールでごみを出していただいています。ご協力いただきありがとうございます。

外国人の皆さまにも、分かりやすいごみ出しをしていただけるよう、令和3年度から作製するごみ袋については、5か国語表記にするよう変更する予定です。

本庁舎駐車場の東側出入口付近において、駐車している車により通行者が見えなかったり、大きめの車では曲がりにくいなど支障があるので改善してほしいです。

市民の皆さまが、市役所来庁の際に安全に駐車場をご利用いただけるよう、歩行者 ゾーン横の駐車スペース2区画を消して、車からの見通を良くし、旋回スペースを確 保できるよう改善しました。

先日道の駅ソレーネ周南のアーケードの下を歩いていたら、ハトの糞害にあいました。雨や風にも都合のよいアーケード(ドーム)はハトやムク鳥などが住み着くことでしょう。

そこで提案ですが、ドームの天井裏に鳥の大きさより小さい幅で、釣り糸などを張り巡らせば、鳥の糞害を防ぐことができると思います。

道の駅「ソレーネ周南」の指定管理者と、鳩対策について協議をし、今回のご提案を踏まえ、糸やネット等を屋根の内側に張って鳩を防ぐという方法を検討したこところ、鳩の侵入を防ぐには屋根内側の全面に張ることが必要であり、それは大規模な工

事になること、また、張ったとしても、羽根や鳩が引っかかることで、利用客の皆さまにご不快な思いをさせてしまうことが懸念されることなどから、糸やネット等による対策は困難であると判断いたしました。

過去には、音や光もの、棒により鳩を追い払うという対策を図りましたが、効果が 見られなかったため、罠を設置した結果、効果があったと伺っております。

今後も、現実的に実施可能な方法を検討しながら、糞被害に対応いたします。

周南市が、押印廃止について国や県に先がけこれを推進することを望まれます。国 の動きに対し今後、市としてどのように対処するつもりなのかお聞きしたいと思いま す。市として何点か取り掛かることのできる点でもあれば教えていただきたいです。

押印の省略については、周南市申請書等の押印の省略に関する規則により、統一的に対応しています。

令和2年度中に、全庁的に申請書等の押印の見直しを行い、押印省略の適用範囲を拡大することとし、令和3年4月1日施行で規則を一部改正いたしました。見直し後も引き続き押印を求めることとしている申請書等は次のとおりです。

- ①法令に押印の定めがあるもの
- ②登記印、登録印等との照合により厳格な本人確認を行う必要があると認められる申請書等
- ③契約書、協定書、覚書その他これに類する申請書等
- ④市以外の第三者に提出することを前提とした書類で、相手方が押印を必要とする申 請書等
- ⑤その他権利義務関係が重大で特に必要と認める申請書等

なお、条例に押印の定めがあるもので省略可能と考えられるものは、条例改正に取り組みます。

亡父の葬儀で帰省し、市役所で諸手続を行った際に計5か所くらいの窓口を回りま した。それぞれの担当者は皆さまは、親切だったのですが、以下、改善要望です。

せっかくおくやみコーナーがあるのだから、ワンストップで手続を進めてほしいで す。特にお年寄りの場合は大変だと思います。

ワンストップが無理な場合、都度最初から説明することになるため、次の窓口への 申し送りをして、書類の記入や捺印を無くしてほしいです。各窓口で住所・氏名・電 話番号など何度も記入するのは大変です。

おくやみコーナーは、亡くなられた市民に関する様々な手続について、ご遺族の負担を軽減するため、市役所での手続の案内や、手続に必要な戸籍謄本等の証明書類の取得をサポートするため、令和2年4月に設置いたしました。

ご意見のとおり、ご高齢の方が様々な手続をされる場合は、ご負担が大きいことから、高齢者等には、おくやみコーナーの職員が各窓口へ付き添い、当初聞き取った内容を伝える等、サポートを行っているところです。

令和3年3月からは、様々な申請書に何度も氏名・住所等の記入、押印をしなくてはならないご遺族の負担を軽減するため、申請書作成補助サービスを開始しました。

身近な方を亡くされ、不安をお持ちのご遺族への支援をより進めるため、今後も市 民の皆さまのご意見を参考にサービスの拡充に努めてまいります。

私は、中央図書館をよく利用しています。男子トイレに洋式便器がないので困っています。そのため、必要な時は、洋式のある施設を利用しています。膝が悪い人など、利用にみんな困っていると思います。

お問合せいただきました中央図書館の男子の洋式トイレにつきましては、図書館を 多くの方に快適にご利用していただくために1階と2階にそれぞれ1か所設置してい ます。

しかしながら、分かり易い表示や、ご案内ができていなかったことからご利用いただけなかったものと考えており、特に、1階の洋式トイレの表示について改善し、1階トイレに洋式トイレのある旨を表示しました。

先日、ある会議に参加しましたが、コロナ禍も影響していると思うが、傍聴者がいませんでした。市民に会議等の周知はちゃんとされているのでしょうか。市ホームページの会議の開催情報について、開催の2週間前ぐらいにはするべきと思います。また、市ホームページでは、トップページに「附属機関の会議情報」とありますが、「審議会の開催情報」などと名称を変えたほうが、市民にも分かりやすいのではないでしょうか。

会議等の開催情報は、市ホームページに掲載し、本庁及び各総合支所の閲覧コーナーに備え置くとともに、重要な会議等については、報道発表するなど、周知に努めているところです。周南市附属機関等の会議の公開に関する規程第4条第1項第1号において、「会議の公表内容は、次に掲げる事項とし、公表は、会議の開催日前7日までに別記様式第1号により行うよう努めなければならない。」と規定しているところですが、公表内容が確定次第、すみやかに公表するよう努めています。

頂いたご意見を基に、トップページから開く「市の附属機関と会議情報」のページ 見出しを「市の附属機関等(審議会等)と会議情報」に変更しました。

国民健康保険の高額療養費の支給申請の書類が、字が小さすぎます。大きい字にしてください。高齢者には、とても見づらいです。市民の立場に立って改善してください。また、申請の説明書類をもっと簡略に書けないでしょうか。理解しやすいよう、相手の立場で文章を書いてください。高額療養費の支給申請だけでなく、全庁で見直しを行ってください。

「国民健康保険高額療養費の支給申請について(お知らせ)」及び「国民健康保険 高額療養費支給申請書」につきましては、県内の複数の自治体が、共通使用している システムで打ち出しを行っており、帳票の文字の大きさなどの変更等を行うには、他 の自治体の同意とシステムの改修が必要となります。

現在、システムの改修の協議を進めておりますので、この度のご意見を踏まえ、様式の改善に向けて他の自治体と協議を行ってまいります。

また、申請の説明書類につきましては、皆さまにご理解いただけるよう、内容や表現の見直しを行いました。

この度頂きましたご意見を踏まえ、市民の皆さまに寄り添った文書作成に努めるよう、全庁で取り組んでまいります。

いつも赤ちゃんの駅を利用させていただいています。市役所内はきれいで使いやすいのですが、使用済みのおむつのごみ箱があると非常に助かります。

現在本庁舎は、赤ちゃんの駅に登録されており、授乳室と多目的トイレがご利用いただけます。ご提言にある赤ちゃんの駅は授乳室のことと推察いたします。

授乳室は、授乳もできる場所であり、清潔の保持の観点から、原則紙おむつなどの ごみは利用者にお持ち帰りいただきたいと考え、ごみ箱を設置しておりません。ご不 便をお掛けいたしますが、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

テレビで放映している企業のPR映画で感動できるものがあります。周南市として活用できる企業のPR映画があると思います。シビック交流センターのテレビで放映したり、市役所内のテレビで放映したり、企業にスポンサーになってもらい周南市として活用できると思います。

市としてお金を掛けず、周南市と企業の広報活動ができると思います。関係者の人が見て、ぜひストーリー性のある良い作品を活用していただけるよう検討願います。

企業のPR動画については、2社以外にも存在することは確認し、市の魅力を動画で発信するイベントでの公開も検討しましたが、残念ながら披露するまでには、至りませんでした。

しかしながら、シティプロモーションにおける市と企業との連携についての重要性は、十分認識しており、市と企業の魅力が一緒に発信できるような広報活動につなげていければと考えています。

市広報の発行を月2回から1回にしてはどうでしょうか。1か月は、あっという間に過ぎます。月2回では、読む立場では興味が分散し、内容の認識が薄れます。近所の方と、「一度読んだら捨ててしまうのに、もったいないね」と話題にあがります。

制作担当者の方の情報取集のためのご苦労は、以前の「しゅうなん」掲載で存じておりますが、その能力はオールマイティに自由に活かされることを望みます。

市広報につきましては、以前より市民の皆さまから様々な意見を頂いており、令和 2年度は市広報や自治会を通じてアンケートを実施いたしました。これらの調査の結果などを参考に、令和3年10月から、紙面のリニューアルを行い、月1回の発行とすることとしました。

なお、災害や新型コロナウイルスなど緊急的な情報は、必要に応じて折り込みによりお知らせするなど、必要な情報が届かなくなることがないよう、しっかりと対応してまいります。

市民の声を聞く課にお願いですが、第三者的な立場で貴課内で討論してどうあるべきかを考え、直接市長に提言される場を作られてはどうでしょうか。

担当課では、現状維持の方向になりがちと思います。他にもたくさんの提言が有る と思いますが、課内で審議すべきではないでしょうか。周南市の将来の姿を計画して 進むのが、真のまちづくりでシティープロモーションではありませんか。

市長に提案の区分別の件数報告だけではなく、提言意見の要約を直接報告して市長の考えを聞くのが、市民の声を聞く有効的な活用ではないでしょうか。

市民の声を聞く課に頂いたご意見等は、市長へ報告を行うとともに、担当課に情報提供をしており、市役所全体で事業の改善や市政への反映に取り組んでいます。

このまちづくり提言制度は、「市民の声を聞く」こととあわせて、回答を通じて市 民の皆さまにも市の状況を知っていただき、市民の皆さまと市がお互いの立場を尊重 しあい、信頼関係を築きあげていき、よりよい政策を模索できればと考えておりま す。

今後、市民の皆さまへの回答は、この度のご意見を念頭に、将来を見据え、心の通った回答になるよう努めてまいります。

市ホームページの「パブリック・コメント」の掲示で、意見募集後の案件について、本来「意見募集を終了し、検討中のもの」に掲示されるはずの案件の未掲載であったり、意見募集中案件が市ホームページトップの「パブリック・コメント」のサイトで確認できないものがあります。

意見募集部署に連絡しましたが、状況は是正されたものの、未掲載の発生・経緯・原因等は市ホームページ上に掲示が見当たりませんでした。

対応についての公表、発生理由原因の究明・広報、再発防止策の検討・公開が必要 と考えますが如何なものでしょうか。

現在、パブリック・コメントの実施にあたっては、その1つの手段として市ホームページのパブリック・コメント(意見公募手続)のページにおいて、意見募集の開始から実施結果の公表に至るまで、①意見を募集中のもの、②意見募集を終了し検討中のもの、③パブリック・コメントの結果の3つの段階に分けて情報を掲載することとしています。

掲載する情報は、パブリック・コメントを実施する担当部署において、共通の形式によりページを作成し、更新を行っています。ご指摘いただいた事案については、実施した担当部署における確認不足が原因で、更新が漏れておりました。

今後、掲載漏れ等を防ぐためのチェック体制を強化するとともに、あらためて掲載 方法や手順について全庁に、周知徹底を行いました。

また、市ホームページ内で訂正・修正等が発生した場合は、その原因の記載や正誤 表の添付など市民により分かりやすい情報提供に努めてまいります。 鹿野は人口が減少し続けており、住民は、より便利のいい生活を求め、徳山、新南陽、須々万方面に転居する傾向が加速するのではないかと憂慮しております。そこで、新しい鹿野総合支所の建替えの際には、「中心市街地整備事業鹿野版」として、現在のスーパーマーケットの北側に隣接する農地を購入し、1階が店舗と銀行、2階を鹿野総合支所の複合施設にすることを希望します。

施設が新しくなり国道沿いであれば、鹿野インターの利用者などの利用が見込めるので、鹿野地区の住民が買い物難民となることを防ぐことになるはずです。

新しい鹿野総合支所の建設場所につきましては、総合的に判断した結果、旧鹿野公 民館を解体し、その跡地に建設する方針を決定させていただきました。

今後は、学校周辺を教育・行政ゾーンとして、行政サービスの核となるよう整備してまいりますので、ご協力をよろしくお願いします。

鹿野のスーパーマーケットにつきましては、現在のところ、閉店というお話は頂いておりません。今後、そういうお話がありましたら、商工団体とも協力して鹿野に残っていただけるよう働きかけたいと考えておりますが、最終的には企業の判断になります。

ご当地ナンバーの制度が始まって期間が経ちました。県内でも下関ナンバー等が走っています。周南地区(光市や下松市などを加え)ご当地ナンバーを設定する計画は進んでいるのでしょうか。

周南でなくても、周防ナンバーとか、いろいろ候補はあると思いますので、なんとか頑張って、周南地区独自のご当地ナンバーを設定することを、心底より期待しています。周南市はじめ、周南地区の担当者が力を合わせて地元らしいご当地ナンバーが少しでも早く実現することを切に期待しております。

この度お問合せいただきました「地方版図柄入りナンバープレート(以下、「ご当地ナンバー」という)」の導入について、中国運輸局山口運輸支局へ照会いたしましたが、現在、新たなご当地ナンバーの募集は行っておらず、今後の予定についても未定との回答がありましたことをまずはご報告させていただきます。

なお、仮に再募集があったとしても、本市の場合、ご当地ナンバーの導入には登録 自動車数の条件等により、近隣市との共同導入が前提となることが考えられます。

その際、近隣市にお住まいの方も含めた合意形成や関係者の理解などが必須となりますが、現在、近隣市を含めご当地ナンバー導入に対する機運の盛り上がりを見る限り、その実現は非常に困難であると考えられます。

また、一旦導入したご当地ナンバーは頻繁に見直しができるものでもなく、さらに 対象地域にお住まいの方はそのご当地ナンバーしか選択できなくなるため、導入にあ たっては慎重な検討が必要と考えております。 市役所駐車場を土日祝日に限り無料にしてはどうでしょうか。駅前商店街に人を呼び込み、たくさんの市民が街に集まり商店街が栄えると思います。将来的に人が商店街に集まることにより、人と人とが交流することができると思います。

また、可能であれば何かシンボルがあればいいと思います。それは、伝統や文化であったり、また昔からの教育都市の中心であったり(高専、大学もあり)、また大手企業の知識の集積もあったり、また他国の人が差別なく住んでいたこともあり、もしそれらが、一体となって知恵を絞れば、建物でなくもっと大きな周南市が誇れる事柄を発見できると信じています。古さに立脚した優しい周南市が誕生することを心より願っています。

周南市では、民間と連携し、中心市街地が誰にとっても居心地が良く、利用・活躍できる舞台となることにより、人と人、人とまち、まちと市内各地域、モノとコト等が連携・交流・融合した"みんなの公共空間"となることを目指し、事業に取り組んでおります。

また、現在、民間においても市街地再開発が進められているところでございます。 ご提言の土日祝日の駐車場についてでございますが、市役所駐車場には約140台分の スペースを設置しておりますが、新庁舎を建設するにあたり、この駐車場の運用方法 について様々な検討を重ねてまいりました。

旧本庁舎においては土日無料開放をしており立地条件の良さから常に満車の状況で、ご指摘のとおり利用者の皆さまの中には商店街方面に向かわれる方も見受けられ、利便性には寄与していたと考えております。

そのため、新庁舎においても土日の無料開放という選択肢も当然検討いたしました。しかしながら、本庁舎には市民の皆さまが利用される会議室(シビック交流室全7室/収容人数162人)が設置されており、土日等もその利用者の多くが車で来庁されております。

旧庁舎時代の状況を踏まえますと、駐車場を無料化した場合、多くの方が利用される可能性が高く、シビック交流室を利用される方が駐車できず混乱を来す状況が想定されることから、無料化を行わず、一定の金額を頂く運用としております。

シンボルにつきましては、街路樹の美しい御幸通りや岐山通り、新しく完成した徳山駅前賑わい交流施設や駅前広場などを街中のシンボルのひとつと考えています。

また、令和2年度には、周南市のシティプロモーションのキャッチコピー「ここから、こころつながる。周南市」とロゴマークを決定しました。

今後は、このロゴマークを様々な場面で活用し、周南市の素敵な場所・時・ものを 発信し、多くの人との出会いや絆につなげていきたいと思っています。市民の皆さま にも愛着を持っていただけるよう PR していきます。

この他に、新型コロナウイルス感染症に関するご意見や、徳山大学の公立化に関するご 意見等を多く頂きました。

新型コロナウイルス感染症については、市民の皆さまから頂いたご意見を参考に、新生 児応援特別定額給付金の新設やひとり親に対する支援などの生活支援や子育て支援、ま た、売り上げが減少した中小企業者等支援や農林漁業者支援などの経済対策、医療現場や 福祉施設などの感染予防対策支援などの感染予防を講じました。

徳山大学の公立化については、頂いたご意見を参考に今後、方向性を決定してまいります。

3 市長懇談会(市長と語るまちづくり)

まちづくりに対する思いや将来展望について、市長自らが、市民のご意見やご提言を広く 聴取し、市政運営に活かしていくことを目的として、懇談会を開催しました。

実際に地域で活動されている団体の皆さまの生の声を聞くことで、市民の皆さまと「まちづくり」について考え、理解を深める機会となりました。

- (1) 令和2年度の開催状況
 - 周南市の未来を担う子どもの育成 ~子どもの生き抜く力を育むには~
 - ・日時 令和2年7月28日(火)11時15分~12時15分
 - •場所 周南市役所 多目的室
 - ·参加団体 周南市地域学校協働活動推進員
 - 女性が生き生きと活躍できる社会

 - ・場所 周南市役所 多目的室
 - ・参加団体 TU ボランティア部、周南保護区保護司会、山口子どもの文化研究会、 ともに Smile、特定非営利活動法人 周南障害者・高齢者支援セン ター
 - 若者の定住・U J I ターンの促進~周南市を魅力あるまちにするには~

 - ·場所 周南市役所 多目的室
 - ・参加団体 富田東地区まちづくり協議会、周南市成人式実行委員会、山口県建築士会 徳山支部、徳山大学 共創センター、"ほっと三丘"コミュニティ協議会、富田西地区コミュニティ推進協議会、Meets~山口県周南市若手農業者グループ~
 - 安心して子育てができるまちづくり
 - ・日時 令和3年3月23日(火)14時00分~15時30分
 - ·場所 周南市役所 多目的室
 - ・参加団体 一般社団法人 HapimamaPLUS、周南市母子保健推進協議会、周南地域 子育て支援ネットワーク虹色ねっと

- 何歳になっても社会参加できるまちづくり
 - ・日時 令和3年4月28日(水)14時00分~15時30分 ※新型コロナウイルスの影響で延期したため、令和3年度に実施
 - ・場所 周南市役所 多目的室
 - ・参加団体 周南トレッキング、まどの会、久米自治会連合会





懇談会の内容は、会議録を情報閲覧コーナーや市ホームページ上で公表し、意見交換の様子と提言の内容を広く市民の皆さまに紹介しています。

※懇談会実施状況は、市ホームページに掲載しています。

https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/100/56718.html

4 市民アンケート

市民の市政に関する意向、意識等を的確に把握するため、市民アンケートを実施し、市政運営の参考としています。

(1) 令和2年度の実施状況

テーマ	実施時期	回答件数	
「庁却しょうなし」について	令和2年8月26日	169 /H	
「広報しゅうなん」について	~令和2年9月25日	163 件	
「キャッシュレス決済の利用状況」について	令和2年9月26日	214 件	
「イヤッシュレヘ次旗の利用状化」について	~令和2年10月25日	414 作 	
「SDGs(エスディージーズ)」について	令和2年10月26日	140 件	
	~令和2年11月25日		
「障害者福祉」について	令和2年11月26日	86 件	
「厚古有価値」(こう)、(~令和2年12月25日	00 1 1	
「子育て支援センター」について	令和3年1月26日	102 件	
一丁月(文版ピング・」について	~令和3年2月25日		

※集計結果は、市ホームページに掲載しています。

https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/100/52000.html

令和3年7月発行

〒745—8655 周南市岐山通1丁目1番地

周南市 シティネットワーク推進部 市民の声を聞く課

電話番号:0834-22-8808

メールアドレス: koekiku@city. shunan. lg. jp

